

書 面 開 催 議 案

報告第 1 号	函館市交通安全対策会議条例の改正について	1～ 4
議案第 1 号	函館市交通安全対策会議幹事会要綱改正案について . . .	5～ 9
議案第 2 号	函館市交通安全計画（2021 年度～2025 年度）の 策定方針について	10～22

函館市交通安全対策会議

報告第 1 号

函館市交通安全対策会議条例の改正について

1 改正理由

交通安全対策会議の委員の定数を改め、委員の選出区分に公募による者等を加えることとし、および規定を整備するため

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

3 施行期日

(1) 令和 3 年 5 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(2) 改正後の第 3 条第 5 項の規定による函館市交通安全対策会議の委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

函館市交通安全対策会議条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(会長及び委員)</u></p> <p>第3条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 国の関係地方行政機関の職員</p> <p>(2) 北海道の部内の職員</p> <p>(3) 北海道警察の警察官</p> <p><u>(4) 部局内の職員</u></p> <p>(5) 教育長</p> <p>(6) 消防長</p> <p>6 委員の定数は、<u>25人以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(会長および委員等)</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 市の職員(次号および第6号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 公募による者</u></p> <p><u>(8) その他市長が必要と認める者</u></p> <p>6 委員の定数は、<u>18人以内とする。</u></p> <p><u>7 委員(第5項第7号および第8号に掲げる者のうちから委嘱された委員に限る。以下この項および次項において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>8 委員は、再任されることができる。</u></p>

交通安全対策会議委員の見直し

○委員（交通安全対策会議条例第3条第5項および第6項）

	区 分	現 状
1	(1) 国の関係地方 行政機関の職員 4人	函館開発建設部次長
2		函館運輸支局長
3		函館地方気象台次長
4		労働基準監督署長
5	(2) 北海道の部内 の職員 2人	渡島振興局くらし・子育て担当部長
6		函館建設管理部 用地管理室長
7	(3) 北海道警察の 警察官 3人	函館方面本部交通課長
8		中央警察署長
9		西警察署長
10	(4) 部局内の職員 14人 ↓ (4) 市の職員 (次号および第6号に 掲げる者を除く) 3人	副市長
11		企業局長
12		病院局長
13		企画部長
14		総務部長
15		市民部長
16		保健福祉部長
17		環境部長
18		保健所長
19		経済部長
20		観光部長
21		土木部長
22		都市建設部長
23		港湾空港部長
24	(5) 教育長 1人	教育長
25	(6) 消防長 1人	消防長
新規	(7) 公募による者 1人	
	(8) その他市長が必要と認める者 3人	
計(委員定数)		25人



見直し	
1	変更なし
2	
3	
4	
5	変更なし
6	
7	変更なし
8	
9	
10	企業局交通部長（軌道交通）
11	市民部長（交通安全対策会議の庶務部局）
12	土木部長（道路管理者）
13	変更なし
14	
15	公募
16	交通安全活動団体
17	同
18	同
18人	

○函館市交通安全対策会議条例

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、函館市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 函館市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、函館市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長および委員等)

第3条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員
 - (2) 北海道の部内の職員
 - (3) 北海道警察の警察官
 - (4) 市の職員(次号および第6号に掲げる者を除く。)
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
 - (7) 公募による者
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の定数は、18人以内とする。
- 7 委員(第5項第7号および第8号に掲げる者のうちから委嘱された委員に限る。以下この項および次項において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 会議に、特別な事項を審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、北海道旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別な事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民部において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和40年12月18日函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和46年10月9日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年8月1日から適用する。

附 則(昭和50年8月1日条例第33号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則**(昭和52年10月31日条例第43号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則**(昭和62年3月27日条例第4号)
- この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日条例第4号)

- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項の規定による函館市交通安全対策会議の委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 1 号

函館市交通安全対策会議幹事会要綱改正案について

- 1 改正理由
交通安全対策会議幹事会の構成員を見直し，および規定を整備するため
- 2 改正内容
別紙新旧対照表のとおり
- 3 施行期日
第 1 回函館市交通安全対策会議幹事会を開催するまで

函館市交通安全対策会議幹事会要綱 新旧対照表

現 行	改正案
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 函館市交通安全計画等の策定に関する事項。</p> <p>(2) <u>関係機関等の交通安全施策の実施に関する事項。</u></p> <p>4 運 営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幹事長は、必要に応じて幹事会に諮り、<u>交通安全施策担当者の会議を開催することができる。</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 函館市交通安全計画の策定に関すること。</p> <p>(2) <u>年度別実施計画および事業実績の作成に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他、交通安全の推進に必要な事項に関すること。</u></p> <p>4 運 営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幹事長は、必要に応じて<u>関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p>

別表

函館市交通安全対策会議幹事会幹事名簿(現行)

所属機関	役職名
北海道開発局函館開発建設部	工務課長
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官
函館地方气象台	土砂災害気象官
北海道労働局函館労働基準監督署	安全衛生課長
北海道渡島総合振興局保健環境部	環境生活課長
北海道渡島総合振興局函館建設管理部	事業室事業課長
北海道警察函館方面本部	交通課課長補佐(企画指導担当)
北海道函館方面函館中央警察署	交通官
北海道函館方面函館西警察署	地域・交通官
北海道旅客鉄道(株)函館支社	技術次長
道南いさりび鉄道株式会社	施設課長
函館市	企画部計画推進室計画調整課長
函館市	総務部総務課長
函館市	市民部市民・男女共同参画課長
函館市	保健福祉部管理課長
函館市	環境部環境総務課長
函館市	経済部次長
函館市	観光部観光企画課長
函館市	土木部管理課長
函館市	都市建設部まちづくり景観課長
函館市	港湾空港部管理課長
函館市	市立保健所次長
函館市教育委員会	生涯学習部管理課長
函館市病院局	管理部庶務課長
函館市企業局	管理部総務課長
函館市企業局	交通部安全推進課長
函館市消防本部	警防課長

別表

函館市交通安全対策会議幹事会幹事名簿(改正案)

所属機関	役職名
北海道開発局函館開発建設部	工務課長
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官
函館地方气象台	土砂災害気象官
北海道労働局函館労働基準監督署	安全衛生課長
北海道渡島総合振興局保健環境部	環境生活課長
北海道渡島総合振興局函館建設管理部	事業室事業課長
北海道警察函館方面本部	交通課課長補佐(企画指導担当)
北海道函館方面函館中央警察署	交通官
北海道函館方面函館西警察署	地域・交通官
北海道旅客鉄道(株)函館支社	技術次長
道南いさりび鉄道株式会社	施設課長
函館市	企画部計画推進室公共交通担当課長
函館市	総務部防災担当課長
函館市	保健福祉部管理課長
函館市	子ども未来部子ども企画課長
函館市	土木部道路建設課長
函館市	都市建設部まちづくり景観課長
函館市教育委員会	生涯学習部管理課長
函館市企業局	交通部安全推進課長
函館市消防本部	警防課長
函館市交通安全対策会議	公募委員

函館市交通安全対策会議幹事会要綱

1 設 置

函館市交通安全計画等を策定するにあたり，関係機関等が推進する交通安全施策に係る事項を協議するため，函館市交通安全対策会議条例（昭和46年函館市条例第40号）第6条の規定により，函館市交通安全対策会議に幹事会を設置する。

2 構 成

- (1) 幹事会の幹事は，別表のとおりとする。
- (2) 幹事会に幹事長を置き，市民部長をもってこれに充てる。

3 協議事項

- (1) 函館市交通安全計画の策定に関すること。
- (2) 年度別実施計画および事業実績の作成に関すること。
- (3) その他，交通安全の推進に必要な事項に関すること。

4 運 営

- (1) 幹事会は，幹事長が招集する。
- (2) 幹事長は，必要に応じて関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。

5 庶 務

幹事会の庶務は，市民部交通安全課において処理する。

附 則

この要綱は，令和3年 月 日から施行する。

別表

函館市交通安全対策会議幹事会幹事名簿

所属機関	役職名
北海道開発局函館開発建設部	工務課長
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官
函館地方气象台	土砂災害気象官
北海道労働局函館労働基準監督署	安全衛生課長
北海道渡島総合振興局保健環境部	環境生活課長
北海道渡島総合振興局函館建設管理部	事業室事業課長
北海道警察函館方面本部	交通課課長補佐(企画指導担当)
北海道函館方面函館中央警察署	交通官
北海道函館方面函館西警察署	地域・交通官
北海道旅客鉄道(株)函館支社	技術次長
道南いさりび鉄道株式会社	施設課長
函館市	企画部計画推進室 公共交通担当課長
函館市	総務部防災担当課長
函館市	保健福祉部管理課長
函館市	子ども未来部 子ども企画課長
函館市	土木部道路建設課長
函館市	都市建設部まちづくり景観課長
函館市教育委員会	生涯学習部管理課長
函館市企業局	交通部安全推進課長
函館市消防本部	警防課長
函館市交通安全対策会議	公募委員

議案第2号

函館市交通安全計画（2021年度～2025年度）の策定方針について

第10次函館市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）が終了したことから、次のとおり函館市交通安全計画を策定する必要があります。

1 計画策定の必要性

函館市は、交通安全対策基本法の規定により、国の交通安全基本計画および北海道の交通安全計画に基づき、昭和46年度以降10次にわたって、「函館市交通安全計画」を策定し、各種施策を実施してきたところです。

今般、国の第11次交通安全基本計画および北海道の第11次北海道交通安全計画（素案）が策定されたことから、これらを踏まえ、本市の交通安全施策の大綱である函館市交通安全計画を策定し、行政や関係機関・団体、市民が協力し交通事故のない社会の実現に向けた取り組みを継続して計画的に推進します。

2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

3 計画策定の視点

国および北海道の計画や本市の交通事情等から想定される主なポイントは、以下のとおりです。

- (1) 高齢者および子どもの安全確保
- (2) 歩行者および自転車の安全確保
- (3) 妨害運転等への対応
- (4) 高齢運転者の安全対策 など

4 計画策定の方法

本計画の素案については、函館市交通安全対策会議幹事会要綱に基づく幹事会において作成し、その後、パブリックコメント手続を行い、交通安全対策会議において本計画を決定します。

【関係資料】

資料1 計画策定に係る会議開催スケジュール

- 資料2 (1) 第11次北海道交通安全計画（素案）と函館市交通安全計画（たたき台）における新たに取り組む主な項目
(2) 第11次北海道交通安全計画（素案）における新規項目を反映した概要図

資料3 函館市の交通事故（件数、死者数、傷者数）の推移（各計画期間ごとの5か年平均）

資料4 交通安全対策基本法

資料 1

計画策定に係る会議開催スケジュール

開催時期	名称	協議内容等
6月中旬	第1回対策会議 (書面開催)	○ 函館市交通安全計画(2021年度～2025年度)の策定について
7月上旬	第1回幹事会	○ 第10次函館市交通安全計画の検証 ○ 函館市交通安全計画(たたき台)の提示 ○ 素案策定に向けた意見交換 ↓ 各所属機関の意見集約 函館市交通安全計画(たたき台)の修正
8月下旬	第2回幹事会	○ 函館市交通安全計画(素案)の確定 ↓
9月～		パブリックコメント手続の実施 函館市交通安全計画(素案)の修正 ↓
10月	第3回幹事会 第2回対策会議	○ 函館市交通安全計画(案)の確定 ○ 函館市交通安全計画の決定

第11次北海道交通安全計画（素案）と函館市交通安全計画（たたき台）における新たに取り組む主な項目

項 目	第11次北海道交通安全計画（素案）	函館市交通安全計画（たたき台）	備考
	記載内容	記載内容	
計画の基本理念	○高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築	○高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築	
	○これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項	○これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項	
	・高まる安全への要請と交通安全	・高まる安全への要請と交通安全	
	・新型コロナウイルス感染症の影響の注視	・新型コロナウイルス感染症の影響の注視	
道路交通の安全			
道路交通環境の整備	・道路運送事業に係る高度情報化の推進	・道路運送事業に係る高度情報化の推進	
	・駐車場等の整備	・駐車場等の整備	
交通安全思想の普及徹底	・横断歩行者の安全確保	・横断歩行者の安全確保	
	・反射材用品等の普及促進	・反射材用品等の普及促進	
安全運転の確保	・妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	・妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	
	・国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	—	第9次函館市交通安全計画から掲載済
車両の安全性の確保	・高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進	・高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進	
	・自動運転車の安全対策・活用の推進	・自動運転車の安全対策・活用の推進	
鉄道交通の安全	・計画運休への取り組み	・計画運休への取り組み	

第 1 1 次北海道交通安全計画（素案）における新規項目を反映した概要図

●計画期間
令和 3 年度（2021年度）～令和 7 年度（2025年度）

●策定主体
函館市交通安全対策会議
（国，北海道の関係機関，市，交通安全活動団体，公募委員）

●基本理念
○交通事故のない社会を目指して
○人優先の交通安全思想
○（新）高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

●重点項目
高齢者の交通事故防止対策

●施策推進の方向性
○先端技術の積極的活用
○救助・救急活動および被害者支援の充実
○参加・協働型の交通安全活動の推進
○効果的・効率的な対策の実施
○公共交通における一層の安全の確保
○（新）これからの 5 年間（計画期間）において特に注視すべき事項
・（新）高まる安全への要請と交通安全
・（新）新型コロナウイルス感染症の影響の注視

○目標
本計画の最終年度までの目標

【道路交通の安全】
・年間の24時間死者数をゼロとする。
・傷者数をさらに減少させる。

【鉄道交通の安全】
・鉄道事故の発生を防止する。

【踏切道における交通の安全】
・踏切事故の発生を防止する。

【軌道交通の安全】
・軌道事故の発生を防止する。



○取り組みの内容
道路交通の安全対策

「高齢者および子どもの安全確保」，「歩行者および自転車の安全確保」，「生活道路および幹線道路における安全確保」の 3 つの視点から，7 つの柱により交通安全対策を実施

鉄道交通の安全
重大な列車事故の未然防止や利用者等の関係する事故の防止

踏切道における交通の安全
踏切の状況等を勘案し，より効果的な対策を推進

軌道交通の安全
軌道や安全地帯など，所要の施設整備や車両等の整備改良



■7つの柱

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 冬季に係る道路交通の安全
- 5 車両の安全性の確保
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進

○主な施策

鉄道交通の安全
○鉄道交通環境の整備
○鉄道交通の安全に関する知識の普及
○鉄道の安全な運行の確保
○（新）計画運休への取り組み 等

踏切道における交通の安全
○踏切道の構造改良等の整備の促進
○その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

軌道交通の安全
○軌道交通環境の整備
○安全な運行管理体制の確保 等

○主な施策

1 道路交通環境の整備
○生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
○幹線道路における交通安全対策の推進
○交通安全施設等整備事業の推進
・歩行者・自転車対策および生活道路対策の推進
○効果的な交通規制の推進 等
・（新）道路運送事業に係る高度情報化の推進，駐車場等の整備

2 交通安全思想の普及徹底
○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
・高齢者に対する交通安全教育の推進
・交通安全教育施設の利用による交通安全教育の推進
○効果的な交通安全教育の推進
○交通安全に関する普及啓発活動の推進
・（新）横断歩行者の安全確保，反射材用品等の普及促進
・高齢者への安全の徹底，自転車の安全利用の推進
○交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 等

3 安全運転の確保
○運転者教育等の充実
・（新）妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育
・高齢運転者対策の充実
○安全運転管理の推進
○交通労働災害の防止 等

4 冬季に係る道路交通の安全
○冬季道路交通環境の整備
○気象情報等の充実 等

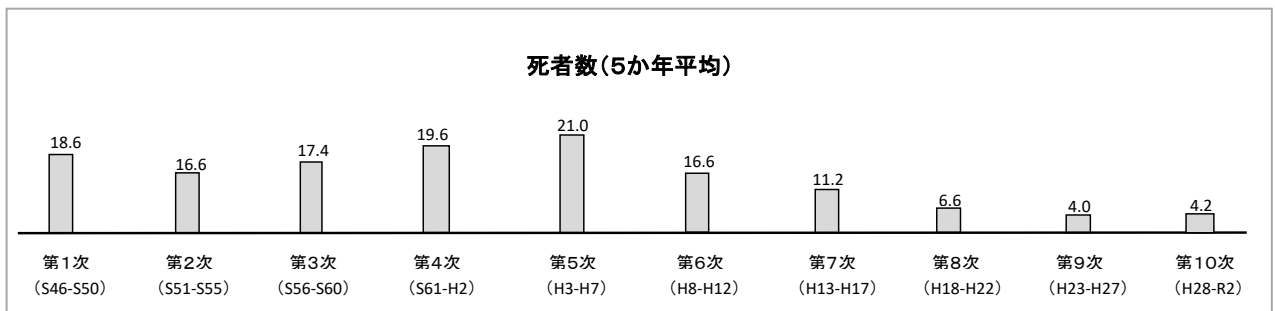
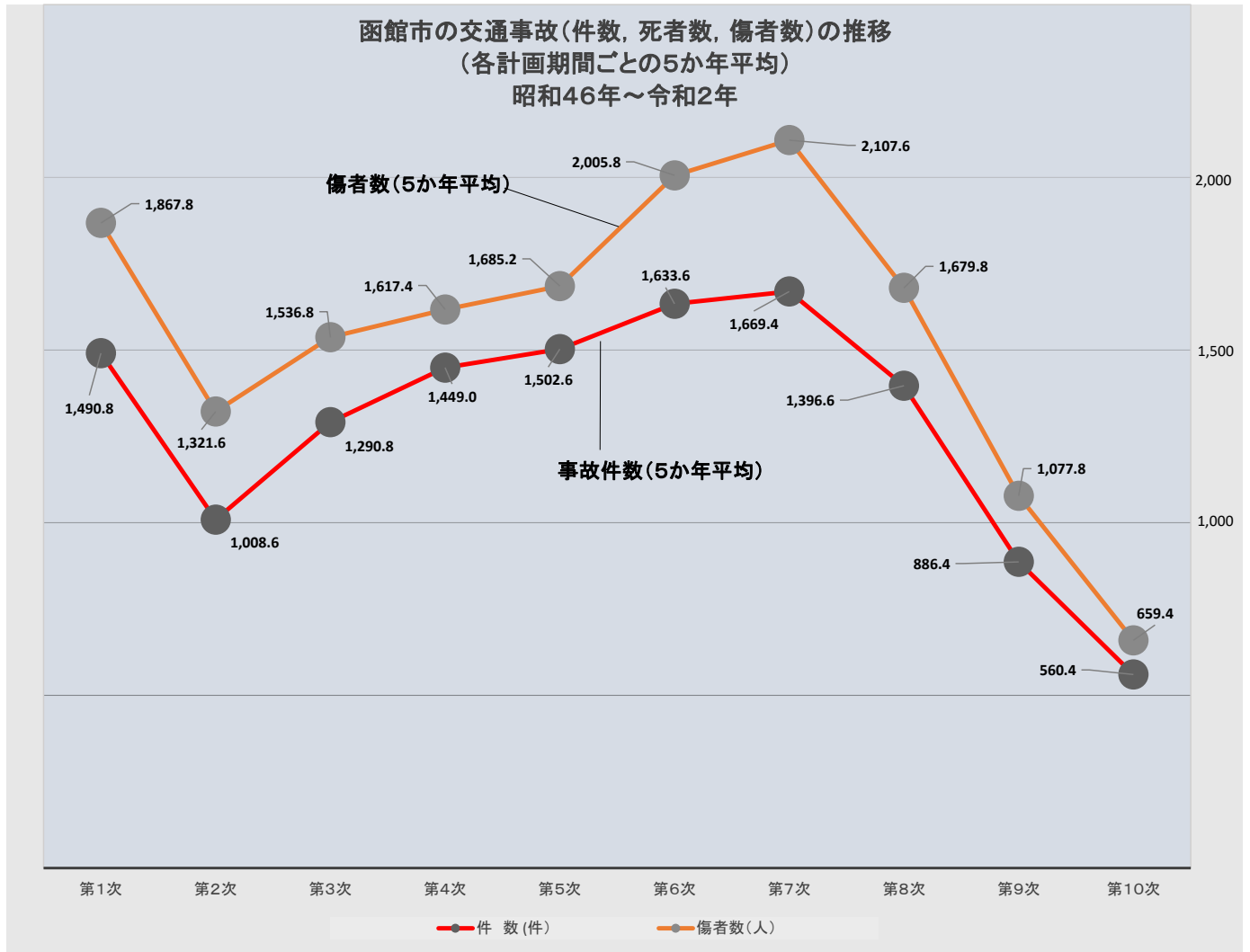
5 車両の安全性の確保
○先進安全自動車（ASV）の普及促進
○（新）高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進
○（新）自動運転車の安全対策・活用の推進
○自動車の検査および点検整備の充実 等

6 救助・救急活動の充実
○救助・救急体制の整備
○救急医療体制の整備 等

7 被害者支援の充実と推進
○自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底
○交通事故被害者支援の充実強化 等

※赤字は新規項目。
青字は，市において重点的に取り組む項目。

資料3



		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
各計画期間 の5か年平均	件数(件)	1,490.8	1,008.6	1,290.8	1,449.0	1,502.6	1,633.6	1,669.4	1,396.6	886.4	560.4
	死者数(人)	18.6	16.6	17.4	19.6	21.0	16.6	11.2	6.6	4.0	4.2
	傷者数(人)	1,867.8	1,321.6	1,536.8	1,617.4	1,685.2	2,005.8	2,107.6	1,679.8	1,077.8	659.4

※ 北海道警察の暦年データに基づき、各5か年の平均値を算出(東部地区旧4町村の数値を含む。)

昭和四十五年法律第百十号
交通安全対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十三条）
- 第二章 交通安全対策会議等（第十四条—第二十一条）
- 第三章 交通安全計画（第二十二条—第二十八条）
- 第四章 交通の安全に関する基本的施策
 - 第一節 国の施策（第二十九条—第三十七条）
 - 第二節 地方公共団体の施策（第三十八条）
- 第五章 雑則（第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。
- 二 車両 道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両及び鉄道又は軌道による交通の用に供する車両をいう。
- 三 船舶 水上又は水中の航行の用に供する船舟類をいう。
- 四 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。
- 五 陸上交通 道路又は一般交通の用に供する鉄道若しくは軌道による交通をいう。
- 六 海上交通 船舶による交通をいう。
- 七 航空交通 航空機による交通をいう。
- 八 船員 船舶に乗り組んでその運航に従事する者をいい、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する水先人を含むものとする。
- 九 航空機乗組員 航空法第六十九条に規定する航空機乗組員をいう。
- 十 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
- イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
- ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 十一 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

（国の責務）

第三条 国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(車両等の製造事業者の責務)

第六条 車両、船舶又は航空機（以下「車両等」という。）の製造の事業を営む者は、その製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。

(車両等の使用者の責務)

第七条 車両等を使用する者は、法令の定めるところにより、その使用する車両等の安全な運転又は運航を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(車両の運転者等の責務)

第八条 車両を運転する者（以下「車両の運転者」という。）は、法令の定めるところにより仕業点検等を行なうとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等車両の安全な運転に努めなければならない。

2 船員は、法令の定めるところにより発航前の検査、異常な気象、海象等の通報、航路標識の事故の通報、遭難船舶の救助等を行なうとともに、船舶の安全な運航に努めなければならない。

3 航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設の機能の障害の報告等を行なうとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。

(歩行者の責務)

第九条 歩行者は、道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに、陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

(住民の責務)

第十条 住民は、国及び地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するように努めなければならない。

(施策における交通安全のための配慮)

第十一条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるように配慮しなければならない。

(財政措置等)

第十二条 政府は、交通の安全に関する施策の実施に必要な財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国会に対する報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、交通事故の状況、交通の安全に関する施策に係る計画及び交通の安全に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

第二章 交通安全対策会議等

(中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十四条 内閣府に、中央交通安全対策会議を置く。

2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(中央交通安全対策会議の組織等)

第十五条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣官房長官

二 国家公安委員会委員長

三 国土交通大臣

四 前二号に掲げる者のほか、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者

4 中央交通安全対策会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府本府において警察庁及び国土交通省の協力を得て総括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府本府と国土交通省において共同して処理する。

6 前各項に定めるもののほか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視總監又は道府県警察本部長

四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員

六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者

七 その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(市町村交通安全対策会議)

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第十九条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長。次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が委員会である場合にあつては、関係行政機関）及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(交通安全対策会議相互の関係)

第二十条 都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議は、その所掌事務の遂行について、相互に、又はそれぞれ他の都道府県の都道府県交通安全対策会議若しくは他の市町村の市町村交通安全対策会議と協力しなければならない。

2 中央交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

3 都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県交通安全連絡協議会)

第二十一条 都道府県は、その区域における海上交通又は航空交通の安全に関し、関係地方行政機関との連絡及び協議を行なうため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、都道府県交通安全連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県交通安全連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第三章 交通安全計画

(交通安全基本計画の作成及び公表等)

第二十二条 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

2 交通安全基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国家公安委員会及び国土交通大臣は、中央交通安全対策会議が第一項の規定により交通安全基本計画を作成するに当たり、前項各号に掲げる事項のうちそれぞれの所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出しなければならない。

4 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、速やかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長（指定行政機関が委員会である場合にあつては、指定行政機関。以下同じ。）及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

(内閣総理大臣の勧告等)

第二十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、交通安全基本計画の実施に関して必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により勧告をする場合においては、あらかじめ、中央交通安全対策会議の意見をきかなければならない。

(交通安全業務計画)

第二十四条 指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。

2 交通安全業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関し、当該年度において指定行政機関が講ずべき施策

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交通安全業務計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する。

(都道府県交通安全計画等)

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

（地方公共団体の長の要請等）

第二十七条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第二十八条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安全に関し必要があると認めるときは、交通安全基本計画又は交通安全業務計画（これらの計画のうち、陸上交通の安全に関する部分を除く。）の作成又は実施に関し、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすることができる。

第四章 交通の安全に関する基本的施策

第一節 国の施策

（交通環境の整備）

第二十九条 国は、交通環境の整備を図るため、交通安全施設及び航空交通管制施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路及び公共用水域の使用の適正化等必要な措置を講

ずるものとする。

2 国は、陸上交通の安全に関し、住宅地、商店街等について前項に規定する措置を講ずるに当たっては、特に歩行者の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する知識の普及等)

第三十条 国は、交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通の安全に関する民間の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(車両等の安全な運転又は運航の確保)

第三十一条 国は、車両等の安全な運転又は運航の確保を図るため、車両の運転者、船員及び航空機乗組員（以下この項においてこれらの者を「運転者等」という。）の教育の充実、運転者等の資格に関する制度の合理化、車両等の運転又は運航の管理の改善、運転者等の労働条件の適正化等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通の安全に関し、気象情報その他の情報の迅速な収集及び周知を図るため、気象観測網の充実、通信施設の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(車両等の安全性の確保)

第三十二条 国は、車両等の安全性の確保を図るため、車両等の構造、設備、装置等に関する保安上の技術的基準の改善、車両等の検査の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(交通秩序の維持)

第三十三条 国は、交通秩序の維持を図るため、交通の取締り等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における救助体制の整備等)

第三十四条 国は、交通事故による負傷者に対する応急手当及び医療の充実を図るため、救急業務に関する体制の整備、救急医療施設の充実等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海難救助の充実を図るため、海難発生情報の収集体制及び海難救助体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十五条 国は、交通事故による被害者（その遺族を含む。以下この条において同じ。）に対する損害賠償の適正化を図るため、自動車損害賠償保障制度の充実、交通事故による被害者の行なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興等)

第三十六条 国は、交通の安全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究に関する体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通事故の原因の科学的究明を図るため、総合的な研究調査の実施等必要な措置を講ずるものとする。

(交通の安全に関する施策の実施についての配慮)

第三十七条 国は、前八条に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の生活を不当に侵害することとならないように配慮するものとする。

第二節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の施策)

第三十八条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に規定する国の施策に準ずる施策を講ずるものとする。

第五章 雑則

(特別区についてのこの法律の適用)

第三十九条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年六月二日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月一〇日法律第五八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一八年五月一七日法律第三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則

に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。